

長期優良住宅化リフォーム推進事業のためのインスペクター講習団体の募集について

平成31年4月10日

1. 趣旨

長期優良住宅化リフォーム推進事業（以下、「本事業」という。）は、インスペクション、性能の向上を図るリフォーム及び適切なメンテナンスによる既存住宅ストックの長寿命化に資する優良な取り組みに対し、国が事業の実施に要する費用の一部について支援することにより、既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の醸成、及びそれらの取組の普及を図ることを目的としています。

本事業では、リフォーム工事前にインスペクションを実施することを要件としておりますが、そのインスペクションは、既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成29年国土交通省告示第81号）に基づき登録された講習を修了した建築士（既存住宅状況調査技術者）、または本補助事業におけるインスペクター講習団体に登録されたインスペクター（インスペクター講習団体の実施する講習を受講し、修了考査に合格した建築士または建築施工管理技士。以下、「登録インスペクター」という。）が行うこととしております。

本募集は、これらのうちインスペクター講習団体を対象としたものです。平成30年度にインスペクター講習団体として登録されている団体のうち、平成31年度も継続して登録を希望される場合は、改めて、応募していただく必要はありません。

既存住宅状況調査技術者については、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/kisonjutakuinspection.html>

2. 募集要件

2-1. 対象団体

本事業におけるインスペクター講習団体とは、下記の要件を満たす団体とします。

- ・住宅のインスペクションに関する講習及び講習後の修了考査を行った上で、修了証明書を交付し、合格者について登録を行っていること。
- ・登録されているインスペクターについて、「2-4」に定めるところによりホームページ等で公表していること。

※インスペクターの登録期間を定めている場合にあっては、この期間を満了したインスペクターをホームページから削除すること。

- ・登録されているインスペクターに対する監督が可能であること。

※登録されているインスペクターに不正が明らかとなった場合、国土交通省に報告するとともに、当該インスペクターに関する情報を公開されているホームページから削除すること。

- ・登録されるインスペクターの数が概ね50人以上の規模であること。
- ・自らがインスペクションを実施する団体でないこと。
- ・団体の役員、理事等の過半が特定の住宅関連事業者等（リフォーム事業者、住宅生産者、宅地建物取引業者等）に属する、または過去2年内に属していた状態ないこと。

2-2. 講習の条件

本事業におけるインスペクター講習団体が実施すべき講習は下記の要件を満たすものとします。

- ・講習内容が「既存住宅インスペクション・ガイドライン」(平成25年6月、国土交通省)(以下、「ガイドライン」という。)に沿ったものであるとともに、現場写真等、実例を踏まえたものであること。

- ・以下に掲げる者が講師を務めること。

イ 学識経験者等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築学その他の既存住宅状況調査技術者講習に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあった者または建築学その他の既存住宅状況調査技術者講習に関する科目の研究により博士の学位を授与された者）

ロ 建築士法第二条第二項に規定する一級建築士

ハ 既存住宅状況調査について十分な知識を有する者

ニ 既存住宅状況調査技術者

ホ 登録インスペクター

ヘ イからホに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

- ・講習の時間が概ね4時間以上であること（休憩時間を除き、修了考査時間を含む）。

- ・必要な知識等の習得状況を確認するため修了考査等を行うこと。

2-3. インスペクターの条件

登録インスペクターは下記の条件を満たすものとします。

- ・「2-2」に示す講習の条件に適合する講習を受講後、修了考査に合格し、インスペクター講習団体の登録を受けた者であること。

※本募集による講習団体の届出前に実施した講習会の受講及び修了考査への合格であっても条件を満たすものとする。

- ・「ガイドライン」に則ったインスペクションを適正に実施する能力を有すること。なお、「ガイドライン」に則ったインスペクションは以下を指すものとする。

a 「ガイドライン」に記載された基本的な考え方、趣旨を理解すること。

b インスペクションの検査項目、検査方法、手順及び公正な業務実施のために遵守すべき事項を遵守すること

c インスペクター等についての情報の開示等を行うこと

- ・団体のホームページで公表された者であること。（詳細は「2-4」参照）。

- ・新規に登録する場合は、建築施工管理技士（1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士¹⁾）の資格を有する者^{※2}であること。

※1) 2級建築施工管理技士については「建築」または「躯体かつ仕上げ」を有する者とし、「躯体」のみまたは「仕上げ」のみを有する者は対象外とする。

※2) インスペクターの実務経験を鑑み、インスペクションを実施できる種類の住宅を対象とすることが望ましい。

- ・平成30年3月31日までに登録され、講習団体が登録インスペクターの情報を適切に管理することを継続する場合は、上の建築施工管理技士に加えて、一級建築士、二級建築士、木

造建築士の資格を有する者でも可とする。

2-4. インスペクターに関する情報の公表について

インスペクター講習団体は、本事業におけるインスペクションを行おうとする者がインスペクターの情報を容易に把握できるよう、インターネットのホームページで情報を公開することを必須とします。公表内容は別表1のとおりとします。

ホームページでの公表が完了したら、「5-3」に記載の長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局（以下、「事務局」という。）に報告してください。

別表1) インスペクターに関するホームページ上の公開情報

公開内容	備考
番号またはID	インスペクターごとにユニークな番号またはIDとし、団体ごとの任意のものとすることが可能
氏名	—
勤務先の名称、所在地及び電話番号 (公開が可能な場合に限る)	建築士の場合は、建築士事務所登録を有する事業所に限る
保有資格*	一級建築士、二級建築士、木造建築士、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士(建築)、2級建築施工管理技士(躯体)かつ2級建築施工管理技士(仕上げ)の資格保有情報
有効期間(定めている場合に限る)	インスペクター資格の有効期間

*建築施工管理技士については、これまでの実績を鑑み、インスペクションを実施可能な住宅の種類についても公開することが望ましい。

なお、本事業のインスペクター講習団体として、事務局に届出た後、「2-1」～「2-4」の要件に反する場合は、当該団体としての届出を抹消する場合がありますのでご注意ください。

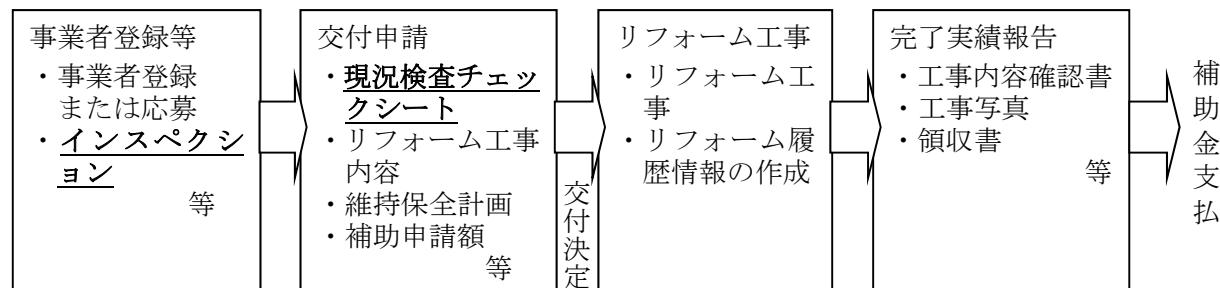
3. 登録インスペクターの業務内容

本募集で届出をした団体に登録するインスペクターは本事業におけるインスペクションを実施することができます。本事業の流れは別図1のとおりであり、インスペクションは補助金交付申請前に実施します。

本事業におけるインスペクションは、原則として指定する現況検査チェックシートを用いて行うものとし、補助金交付申請の際に提出するものとします。また、インスペクションにおいて判明した劣化事象については、リフォーム時に補修を行うか、維持保全計画に劣化事象の点検・補修等の対応方法とその実施時期を明記することが求められます。

なお、建築士が本事業におけるインスペクションを実施することができる住宅は、建築士法第3条から第3条の3の規定に基づき、保有資格に応じて設計・工事監理を行うことのできる住宅とします。

別図 1) 本事業の主な流れ



4. 審査の手順について

事務局が審査を行い適合性が確認された場合、書面で通知します。なお、提出書類の内容に不明確な部分がある場合等には、追加で資料等の提出を求めることがあります。

5. 応募方法

5-1. 募集期間

平成31年4月16日(火)～令和元年5月17日(金) 18時必着*

*募集期間以降であってもインスペクター講習団体の募集は継続して受け付けます。

5-2. 提出書類及び注意事項

提出書類は別表2のとおりとします。

別表2) 提出書類一覧表

書類名	注意事項
インスペクター講習団体申請書	指定書式に記入し、提出すること。
講習会の要件確認	
同意書	
修了考査の試験問題	過去の試験問題を提出すること。ただし、過去に考査を実施したことがない場合には、試験問題案でも可とする。
修了証明書の雛型	—
登録インスペクターリスト	任意様式とし、インスペクターにはユニークな番号またはIDを付し、「氏名」・「勤務先の名称、所在地及び電話番号」・「保有資格*1」「有効期間（定めている場合に限る）」を明記すること。また、「インスペクション可能な住宅種別*2」についても明記することが望ましい。 なお、CD-Rで提出する際のデータ形式は、Microsoft Excel または csv 形式とすること。

*1) 「保有資格」は、一級建築士、二級建築士、木造建築士、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士（建築）、2級建築施工管理技士（躯体）かつ2級建築施工管理技士（仕上げ）の資格保有情報

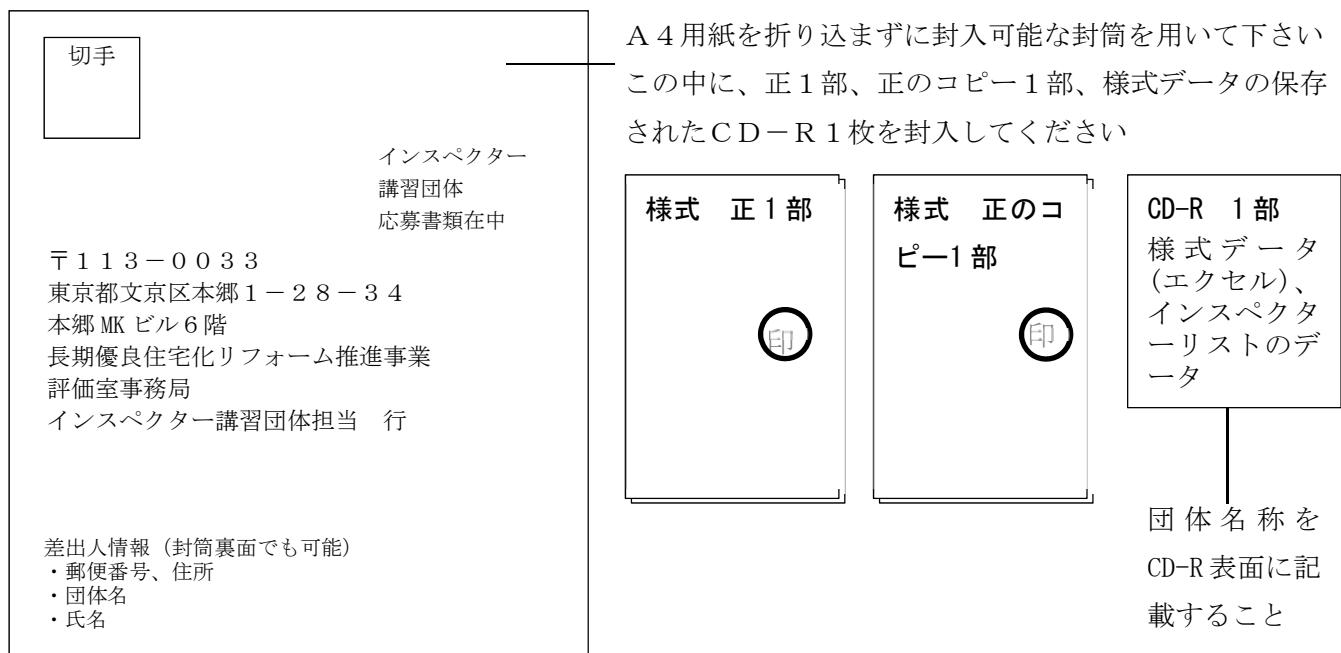
*2) 「インスペクション可能な住宅種別」は、建築士の場合は保有する資格に応じて、建築施工管理技士の場合はこれまでの実績を鑑み、インスペクションを行うことが可能な住宅の規模・構造等を記入する

5-3. 提出先及び提出方法

提出書類については書類2部（正1部、正のコピー1部）及び、データの保存されたCD-R1部提出すること。応募書類郵送用封筒の作成例については別図2をご参照下さい。

- ・応募書類提出先：〒113-0033
東京都文京区本郷1-28-34 本郷MKビル6階
長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局
インスペクター講習団体担当
- ・問い合わせ先
FAX：03-5805-0533
メールアドレス：qanda@choki-reform.com
電話番号：03-5805-0522
土日祝日を除き、10：00～17：00まで（12：00～13：00を除く）
- ・募集要領掲載場所
ホームページ：http://www.kenken.go.jp/chouki_r/

別図2) 応募書類郵送用封筒の作成例



6. その他注意事項

インスペクションの費用については特に制約はありませんので、施工業者と調整のうえ決定して構いません。なお、本事業においてはインスペクションに要する費用（上限を15万円／戸とする）の1/3を補助対象とすることができます。

また、採択されたインスペクター講習団体におかれましては、本事業の調査・評価のために事後のアンケートやヒアリング、より詳細なデータの提供等に協力していただくことがあります。